

## 申請にあたってよくあるご質問

Q1. いくつかの事業を申請したいときはどうすればいいですか？

- A. 本助成事業は、事業（イベント・行事）のために必要とする費用を対象としています。そのため、原則1申請につき1つの事業になります。複数事業を申請される際は、それぞれ申請書をわけてご提出ください。  
申請事業の予算の欄は、事業のみの予算を示していただき、団体自身の運営予算とは区別していただきます。

Q2. 夏祭りなどのイベントに模擬店を出店する場合や、自治会・町内会の餅つき大会などの食材費は助成対象になりますか？

- A. 食材費は原則として、助成対象外としています。  
ただし、事業実施において、参加者負担が適当でない（主催者等の負担が必要）と補助事業評価委員会が認めた場合は除きます。

Q3. 交流会などで、参加者に渡すプレゼントとしてのお菓子は助成対象になりますか？

- A. 参加記念やプレゼントとして配布する場合、過度なものでない限り、助成対象となります。

Q4. 事業を実施するための会議やイベントに従事するスタッフに渡す飲み物は、助成対象になりますか？

- A. 会議用のお茶やイベント運営スタッフへ熱中症予防等のために配布する場合など、過度なものでない限り、助成対象となります。

Q5. 講師の方の昼食代は助成対象になりますか？

- A. 外部講師等の昼食代については謝金と同様とみなし、最大半額まで助成対象とします。なお、運営スタッフや参加者の昼食代は助成対象外になります。

Q6. 申請書に記載していない支出に助成金を充当することはできますか？

- A. 助成金額は、申請された支出予定に基づき審査し、決定しています。そのため、助成金を支出予算にない支出項目や内容に充てることは、原則できません。  
支出使途・目的等が著しく異なる場合、助成対象外とし、返金をお願いする場合がありますので、事前に事務局までご相談ください。  
なお、報告書をご提出していただく際に、異なる支出項目・内容で利用した場合はその理由をご記入いただく予定です。  
本助成事業は、住民の皆様からお寄せいただいた大切な赤い羽根共同募金を財源としています。ご理解ください。

Q7. 共同募金配分金助成事業の実施要項に沿って申請した場合、申請した内容で助成決定されますか？

- A. 本助成事業では、提出書類を本会補助事業評価委員会にて審査・選考し、必要に応じて調査等を行ったうえで決定いたします。そのため、助成決定額が申請額を下回る、または対象外になることがあります。